

○医療用医薬品の品質再評価(第35次)に関し予試験の資料提出を必要とする医薬品の範囲等について

(平成18年6月23日)
(薬食審査発第0623001号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)

医療用医薬品の品質再評価の予試験については、平成10年7月15日医薬審第599号審査管理課長通知「医療用医薬品の品質に係る再評価の予試験について」によりその実施手順及び提出資料等について示したところであるが、今般、同通知別添1の第2標準製剤製造業者(先発製剤製造業者等)以外の品質再評価申請予定者についての2. 中、「別途指示する医薬品」及び「当該医薬品に係る期限」並びに3. (1)中、「標準的な溶出試験条件(案)」については下記のとおりとするので、御了知の上、貴管下関係業者に対し周知徹底方よろしくご配慮願いたい。

記

1. 医薬品の範囲及び標準的な溶出試験条件(案)

別添に掲げるとおり。

2. 提出期限

平成18年7月14日

別添

医薬品の範囲及び標準的な溶出試験条件(案)について

有効成分名	剤型	含量	試験液(pH)	回転数 (rpm)	整理番号
ニカルジピン塩酸塩	徐放性錠剤	20mg	1.2, 3.0* ¹ , 6.8, 水	50	6601A
		40mg	1.2, 3.0* ¹ , 6.8, 水	50	6601B
	徐放性カプセル剤	20mg	1.2, 3.0* ¹ , 6.8, 水	100	6601C
		40mg	1.2, 3.0* ¹ , 6.8, 水	100	6601D
ペプリジル塩酸塩水和物	錠剤	50mg	1.2, 4.0, 6.8, 水	50	6602A
		100mg	1.2, 4.0, 6.8, 水	50	6602B
タランピシリン塩酸塩	カプセル剤	250mg	1.2, 4.0, 6.8, 水	50	6603A
アモキシシリン水和物・ クラバン酸カリウム	顆粒剤	100mg/g・ 50mg/g	4.0, 5.0* ² , 6.8, 水	50	6604A
		125mg・ 62.5mg	4.0, 5.0* ² , 6.8, 水	50	6604B
		250mg・ 125mg	4.0, 5.0* ² , 6.8, 水	50	6604C
ホルモテロールフマル酸 塩水和物	錠剤	40μg	3.0* ¹ , 4.0, 6.8, 水	50	6605A
		40μg/g	3.0* ¹ , 4.0, 6.8, 水	50	6605B
パパベリン塩酸塩	散剤	100mg/g	1.2, 4.0, 6.8, 水	50	6606A
ピリドスチグミン臭化物	錠剤	60mg	1.2, 4.0, 6.8, 水	50	6607A

*¹: 薄めたMcIlvaine緩衝液(0.05mol/Lリン酸一水素ナトリウムと0.025mol/Lクエン酸でpH3.0に調製する。)

*²: 薄めたMcIlvaine緩衝液(0.05mol/Lリン酸一水素ナトリウムと0.025mol/Lクエン酸でpH5.0に調製する。)

* 上記の名称については「日本薬局方の日本命名法変更に伴う医薬品の一般的名称(JAN)の取り扱いについて」(平成18年3月31日付薬食審査発第0331013号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)に従い、適切に読み替えたものである。

○医療用医薬品の品質再評価(第35次)に関し予試験の資料提出を必要とする医薬品の範囲等について

(平成18年6月23日)
(薬食審査発第0623002号)

(日本製薬団体連合会会長あて厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)
標記について、別添写しのとおり各都道府県衛生主管部(局)長あて通知したので、貴会におかれましても各会員に対する周知方よろしくお願いいたします。

○医療用医薬品の品質再評価(第35次)に関し予試験の資料提出を必要とする医薬品の範囲等について

(平成18年6月23日)

(薬食審査発第0623003号)

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長あて厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)
標記について、別添写しのとおり各都道府県衛生主管部(局)長あて通知したので、お知らせいたします。